

<<ご契約に関する重要事項について>> お申込み前に必ずご確認ください

お申込みに際しまして、特にご確認いただきたい事項についてご説明いたしますので、内容についてご確認・ご承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、本ご案内は、電気事業法にもとづく契約締結前の交付書面となります。本ご案内に関する詳細事項、ならびに記載のない事項につきましては、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」※）、当社のでんき供給条件（以下「供給条件」）および料金表によります。供給条件および料金表は当社ホームページに、託送約款等は、一般送配電事業者ホームページに、掲載しておりますので、あわせてご確認くださいませようお願いします。（当社ホームページ：https://www.yonden.co.jp/extra/supply_condition.html）
※配電事業者の供給区域となる場合は、その配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等によります。

<ご契約について>

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日）の末日までといたします。
- 契約期間満了に先だて、お客さままたは当社のいずれからも異議の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。
- 需給契約を変更する場合の契約期間は、従前の契約期間を変更しないものといたします。
- 需給開始日は、お客さまの希望日を基準として協議により決定させていただきます。ただし、やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合には、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を決定いたします。
- 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。なお、需給契約書を締結するお客さまの場合には、需給契約書を締結した日に成立いたします。ただし、当社が供給を承諾する旨の書面（以下「通知書」）を発行する場合は、通知書を発行した日に成立いたします。
- お客さまの申し出により供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。
- お客さまが料金適用開始の日（契約電力等を増加された日を含みます。）以降1年に満たないで、電気の使用を廃止または契約電力等を減少しようとされる場合は、料金や工事費を精算していただくことがあります。
- 現在ご契約されている小売電気事業者との契約を解約することにより、以下のような不利益事項が生じる可能性があります。
 - ・ 違約金の発生、ポイントサービスの失効、継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア、過去の電力使用量の照会不可など

<ご契約条件の変更について>

- 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、供給条件および料金表を変更することがあります。この場合には、変更後の供給条件および料金表の実施期日に先立ち、お客さまに変更後の内容をお知らせし、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
 - イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合、当社は、変更された税率にもとづき、供給条件および料金表を変更いたします。
 - ロ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、供給条件および料金表を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令にもとづき、供給条件および料金表を変更いたします。
 - ハ その他、この供給条件および料金表を変更すべき合理的な事由が生じた場合、当社は、合理的な事由にもとづき、供給条件および料金表を変更いたします。
- 供給条件または料金表を変更する場合には、当社は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

<申込・その他変更手続き>

- お客さまが当社との電気の契約を希望される場合または契約の廃止・変更を希望される場合は、あらかじめ供給条件および料金表を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みいただきます。また、本人確認を行うため、必要な書類（身分証明書等）を提示いただくことがあります。
- お客さまがお申込みを行う場合は、あらかじめ託送約款等における需要者（お客さま）に関する事項を遵守することを承諾していただきます。
- 当社と一般送配電事業者との接続供給契約の実施に必要なお客さまの情報を、一般送配電事業者が当社へ提供することについて承諾していただきます。
- 相続、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときは、名義変更の手続きができます。

<契約電力の決定方法>

【特別高圧のお客さま・契約電力500kW以上のお客さま】

- 契約電力は、需給契約書または通知書に記載の契約電力の値とし、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

【契約電力500kW未満のお客さま】

- 契約電力は、当月を含む過去 1 年間の各月の最大需要電力のうち、最も大きい値となります。

<供給電気方式、供給電圧および周波数>

- 供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて原則次のとおりといたします。

契約電力	50 キロワット以上	2,000 キロワット未満	標準電圧	6,000 ボルト
	2,000 キロワット以上	10,000 キロワット未満	標準電圧	20,000 ボルト
	10,000 キロワット以上	50,000 キロワット未満	標準電圧	60,000 ボルト
	50,000 キロワット以上		標準電圧	140,000 ボルト

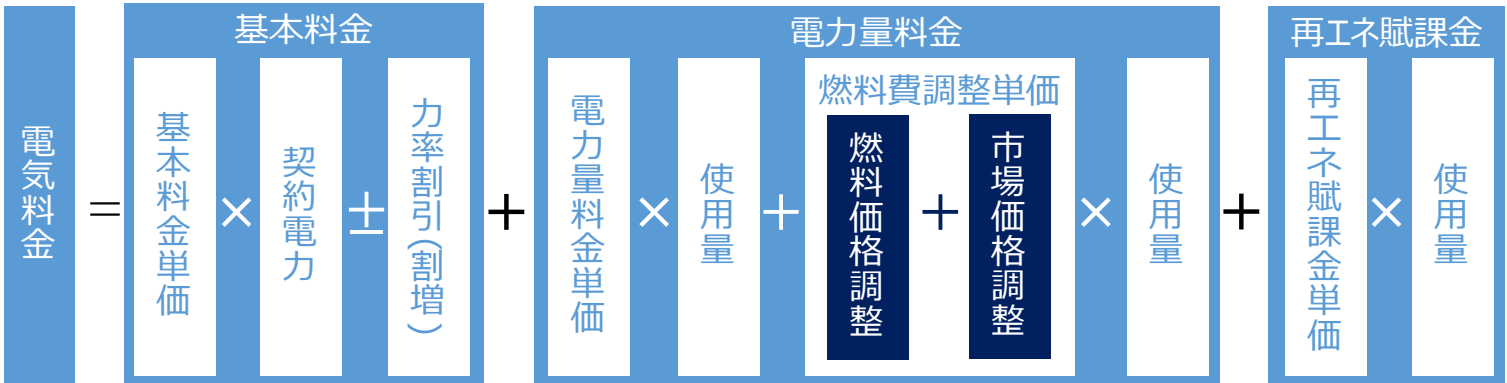
ただし、上記に当てはまらない場合については、託送約款等のとおりといたします。

- 周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

<使用電力量等の計量および料金の算定>

- 使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者が原則として記録型計量器により、30分単位で計量いたします。
- 計量器の故障等によって正しく計量できなかった場合には、当社と一般送配電事業者およびお客さまと当社との協議によって定めます。
- 毎月の料金は、前月の計量日から当月の計量日の前日までを 1 ヶ月とし、その期間の電気ご使用量等にもとづき、以下のイメージ図のとおり算定いたします。なお、電力量料金は、燃料費調整制度により燃料価格および市場価格の変動に応じて調整を行います。また、ご使用期間が 1 ヶ月に満たない場合や、料金に変更があった場合は、日割計算いたします。

【電気料金の算定イメージ】



<使用電力量等の計量および料金の算定> つづき

- 原油・LNG（液化天然ガス）・石炭の価格、為替レートおよび日本卸電力取引所の電力市場価格が変動した場合は、燃料費調整制度により料金を調整いたします。燃料費調整制度は、①「基準燃料価格」と②「平均燃料価格」との変動分、および③「基準市場価格」と④「平均市場価格」との変動分を電気料金に反映するもので、詳細については当社ホームページ（https://www.yonden.co.jp/extra/fuel_adjustments.html）をご覧ください。なお、燃料価格・市場価格が上昇した場合の②および④の価格に上限はありません。
- 計量日は、一般送配電事業者が定めたうえ、当社からお客さまにあらかじめお知らせいたします。
- 料金単価等については、電力需給契約申込書または別途交付した提案書等よりご確認ください。なお、別途確認が必要な場合は、<各種お問い合わせ先>へご連絡ください。

<料金等のご請求・お支払いについて>

- 原則として、料金は毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、料金のお支払いについては、原則「口座振替によるお支払い」となります。「口座振替によるお支払い」については、あらかじめお申込みが必要です。
- 毎月の料金やご使用量等は、原則として、当社所定のインターネットサイト（以下「よんでんコンシェルジュ」）によりお知らせいたします。「よんでんコンシェルジュ」への登録は、当社ホームページからお願いいたします。
- 当社が指定した債権回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」）が指定した金融機関を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。
- お客さまの料金の支払義務は当社にて料金の請求が可能となった日に発生し、支払期日は当社にて料金の請求が可能となった日の翌日から30日目といたします。
- お客さまが料金を支払期日を経過してなお、お支払いいただけない場合には、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間に応じた延滞利息（年利10%）を申し受けます。
- 料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお、お支払いいただけない場合等には、お客さま名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

<ご契約の解約について>

- お客さまが次のいずれかに該当する場合等に、需給契約を解約させていただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
 - ・電気の供給を停止（電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等）されたお客さまが、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ・お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ・お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお、お支払いいただけない場合
 - ・供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等）をお支払いいただけない場合
 - ・お客さまがその他供給条件および料金表に反した場合
- 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の解約（消滅）によっては消滅いたしません。

<電気のご使用にあたって（遵守事項）>

- 一般送配電事業者は、法令にもとづき、電気設備の調査・点検を行っていますので、保安に対するご協力をお願いいたします。
- 一般送配電事業者の供給設備または電気工作物の設計、施工、改修または検査や計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

<電気のご使用にあたって（遵守事項）> つづき

- お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用する場合は、電気設備に関する技術基準、その他法令等にしたいがい、かつ、一般送配電事業者が定める系統連系に係る技術基準を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
- 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。なお、必要な措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。
- 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- 需要場所の負荷の力率は、原則として、85%以上に保持していただきます。
- お客さまが電気を不正に使用した場合等、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として申し受けます。
- 協議により契約電力を決定するお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値に、後日送付する契約締結後交付書面に記載の基本料金単価を乗じて得た金額を、その1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、その月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について修理費等を賠償していただきます。

<電気事業法に定める交付書面について>

- 当社は、電気事業法に定める交付書面の交付に代えて、電磁的方法（電子メールを送信する方法または「よんでんコンシェルジュ」に掲載する方法）等により、お客さまにお知らせいたします。
- 書面の交付を希望される場合や、変更内容を含むすべての事項のお知らせを希望される場合は、<各種お問い合わせ先>までご連絡ください。

<電源構成および非化石証書使用状況>

- 当社のCO₂排出係数に加え、電源構成・非化石証書の使用状況の計画値および実績値については、以下の当社電源構成お知らせページをご参照ください。
（当社ホームページ：<https://www.yonden.co.jp/extra/composition.html>）

<その他>

- お客さまの電気のご契約のお申込みに伴い、引込線等の一般送配電事業者の設備の工事を行う場合、工事の内容によっては工事費負担金等として工事費をご負担いただくことがございます。この場合は振込等によりお支払いいただきます。
- 当社および一般送配電事業者は、供給設備に故障が生じ、もしくは故障が生ずるおそれがある場合、供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合、または電気の需給上もしくは保安上必要がある場合には、停電させていただくことがあります。なお、停電に伴う料金の減額はいたしません。
- 当社に故意・過失がある場合を除き、供給の停止、契約の解除、停電または漏電その他の事故等により、お客さまの受けた損害について、当社は賠償の責めを負いません。

<自家発補給契約について>（自家発補給契約を適用するお客さまのみ対象）

- 自家発補給電力を使用する場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ通知いただきます。（事故その他やむを得ないときは、使用開始後すみやかに通知いただきます。）
- 自家発補給電力を使用した場合のその1月における自家発補給電力の最大需要電力等は、自家発補給電力の契約電力とします。また、その1月における最大需要電力等から自家発補給電力の契約電力を差し引いた値を常時契約分のその月の最大需要電力等とします。
- 自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力の契約電力にその1月の自家発補給電力の使用時間を乗じた値とします。（この場合、常時契約の使用電力量は、その1月の総使用電力量から自家発補給電力の使用電力量を差し引いた値とします。）
- 自家発補給電力を使用した場合でも、その1月の最大需要電力等が常時契約分の契約電力を超えないときは、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。
- 常時契約と自家発補給契約を同一計量する場合の力率は、常時契約の力率を適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の力率は85%とします。

<各種お問い合わせ先>

カスタマーセンター 0120-410-761

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00〔祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。〕

四国電力株式会社

小売電気事業者登録番号 A0274

本店所在地 香川県高松市丸の内2番5号